

## 議案第 8 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

階上町長 荒谷 憲輝



### 提案理由

令和 7 年度下水道事業会計予算について収入及び支出の額を補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

### ▽地方自治法

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処理については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第 6 号

令和 7 年度階上町下水道事業会計補正予算の専決処分について

令和 7 年度階上町下水道事業会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

階上町長 荒谷 憲輝

令和 7 年度階上町下水道事業会計補正予算 別冊のとおり

令和7年度

階上町下水道事業会計  
補正予算（第3号）

青森県階上町

専決第6号

令和7年度 階上町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度階上町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,009千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,209千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	247,405千円	△1,200千円	246,205千円
第1項 企業債	63,900千円	△1,200千円	62,700千円

令和8年3月31日

階上町長 荒谷 憲輝